## 三浦市における建築基準法による高さ制限等について

## 平成27年6月1日現在

				1 /3C / 071 L 3L E								
用途地域等項 目				第1種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住 居 地 域	第2種 住 居 地 域	近 商 地 域	商業地域	準工業 地 域	工業地域	市街化 調 整 区 域
	最高高さ制限(m)			10m	-	-	-	_	_	-	-	-
三浦市				※高度地区の指定がある場合は、12m(第1種)、15m(第2種)、20m(第3種) ※風致地区の指定がある場合は、8m(第1種)、15m(第4種)								
	最低敷地面積(㎡)※1			140m²	125㎡ (140㎡)			100m²		125㎡ (140㎡)		150m²
	外壁後退距離(m)※2			-								
				※風致地区の指定がある場合は、道路側3m以上/道路以外2m以上(第1種)、道路側1.5m以上/道路以外1m以上(第4種)								
	斜線制限	道路斜線	適用距離	20m								
			勾 配	1.25勾配				1.5勾配				1.25勾配
		隣地斜線	立ち上がり	20m			31m				20m	
			勾 配		1.25勾配			2.5勾配				1.25勾配
		北側斜線	立ち上がり	5m								
			勾 配	1.25勾配								
	日影による制限	対象建築物		軒の高さ>7m 又は地上階≥3	建築物の高さ>10m					建築物 の高さ >10m		
		平均地盤面からの 高さ(m)		1.5m	4m					4m		
		日影規制時間(時間)		(一) 3時間・2時間	(二) 4時間・2.5 時間 (二) 5時間・3時間			間		(二) 5時間 ・3時間		

<sup>※1</sup> 敷地面積の最低限度は、三浦市まちづくり条例により開発区域が500㎡以上のものに適用されます。()内は開発区域の面積が3,000㎡以上ののものに適用。このほか、地区計画、建築協定等により敷地面積の最低限度が定められている場合があります。

<sup>※2</sup> このほか、地区計画、建築協定等により外壁後退距離が定められている場合があります。

<sup>※3</sup> 高度地区・風致地区、近郊緑地保全地区、地区計画・建築協定の区域、景観法による届出等については三浦市都市計画課にお問い合わせ下さい。